

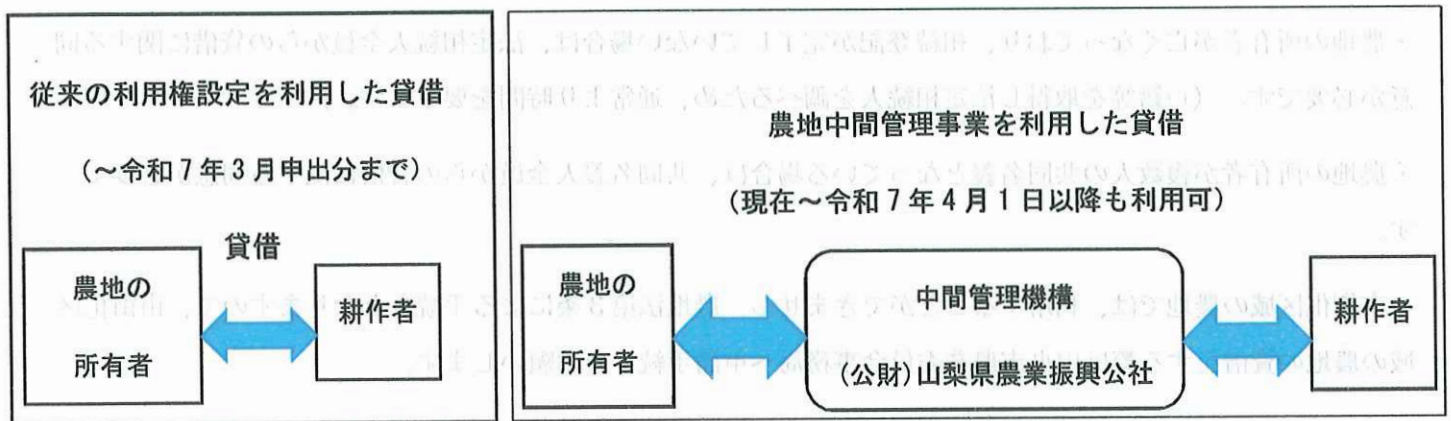
農地の貸借に関わる重要なお知らせです！

農地を貸借する方法が変わります！

利用権設定から中間管理事業へ1本化されます！！

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地を貸借する方法は、従来の利用権設定（相対の貸し借り）を利用することができなくなり、令和7年4月から農地中間管理事業を利用する方法に1本化されます。

令和7年3月までは利用権設定も活用できます。なお、従来の利用権設定により設定した貸借の内容は、貸借期間が満了するまで有効です。



●農地中間管理機構とは、農地の所有者から農地を借り受け、耕作者に転貸する「中間管理事業」を実施する機関として、都道府県知事が指定する公的機関です。山梨県では（公財）山梨県農業振興公社が中間管理機構に指定されています。

従来の利用権設定との違い

- ・契約の相手は貸し手、借り手ともに農地中間管理機構となります。
- ・貸借料の支払いは、農地中間管理機構経由で行われます。
- ・貸借期間の終期は12月31日に統一されます。
- ・提出してもらう書類が増えます。（従来中央市在住者は印鑑登録書が不要でしたが、中央市在住者も印鑑登録証明書等の提出が必要になります。）

従来の利用権設定と変わらないとこ

- ・ 契約内容（賃借料、賃貸年数等）は所有者と耕作者の間で決めていただきます。
- ・ 農地の貸し手、借り手の結び付けは一般財団法人中央市農業振興公社が仲介します。
- ・ 契約期間満了後に必ず農地は所有者に返還されます。

農地中間管理事業を利用する際の注意事項

- ・ 従来の利用権設定よりも手続きに時間を要しますので、営農計画に合わせて手続きが完了するように、余裕を持って書類の提出をお願いします。（最短で3～4ヶ月程度）
- ・ 貸借期間を遡って契約することはできません。
- ・ 農地の所有者が亡くなっており、相続登記が完了していない場合は、法定相続人全員からの貸借に関する同意が必要です。（戸籍等を取得し法定相続人を調べるため、通常より時間を要します。）
- ・ 農地の所有者が複数人の共同名義となっている場合は、共同名義人全員からの貸借に関する同意が必要です。
- ・ 市街化区域の農地では、利用することができません。農地法第3条による手続きとなりますので、市街化区域の農地の貸借をする際は中央市農業委員会事務局へ申請手続きをお願いします。

●農地中間管理事業の手続きについては、中央市農業振興公社に提出してください。

●制度に関するお問い合わせは中央市農業委員会事務局までお願いします。

【問い合わせ先】

●中央市農業委員会

(中央市役所 産業建設部産業課内)

TEL : 055-274-8561

●(一財)中央市農業振興公社

TEL : 055-269-2411

農業者の皆様へ

農地の貸し借り(売買)は、令和7年4月から、
原則として農地バンク経由になります！

(現 行)

市町村計画(※1)による
相対の農地の貸借



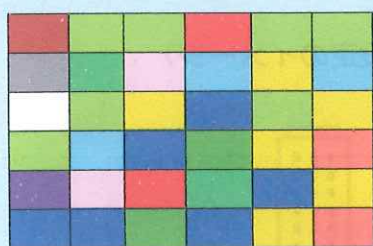
令和7年4月以降
又は
地域計画が策定された地域

目標地図(※2)の実現に向けた
農地バンクによる農地の貸借



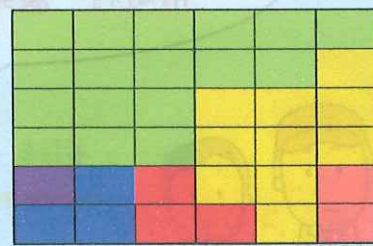
- ※1 市町村が作成する農用地利用集積計画
(同計画による貸借は令和7年3月までは経過措置期間として活用可能)
- ※2 目標地図：市町村の作成する地域計画の中で、農地一筆ごとに、
誰が耕作するのかを示した地図。随時更新が可能。

それぞれの農地が
バラバラに混在...



農地バンク

農業者ごとにまとめて
使いやすく！



これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から
農地バンクを経由した農用地利用集積等促進計画に一本化

※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

農地の貸し借りは



農林水産省

農地バンク活用には 各種メリットがあります！



貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力が金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

☆メリットについては各種要件を満たす必要がある場合があります。
☆農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

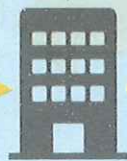
検索



ご相談はお近くの**農地バンク・市町村・農業委員会**まで！



相談



連絡

農地バンク
市町村
農業委員会

〈権利設定のイメージ〉



借受

賃料



転貸

賃料



借り手

お問い合わせ先

中央市農業委員会事務局 Tel : 055-274-8561
中央市農業振興公社 Tel : 055-269-2411

農林水産省